

令和 1 年 決算特別委員会質疑（令和元年 10 月 7 日）

◆北山委員 ちとせの未来を創る会、北山です。

本日は、後ろに、中学生の初々しい皆さんが傍聴に来ていただいております、  
そういうときに質疑の機会を得て、大変うれしく思っています。

質疑の前に申し上げます。

今回通告しておりました大項目の 4 の商工費について、中項目の 1 の商業等  
活性化事業費につきましては、昨年の予算特別委員会において答弁があった、ホ  
テル周辺おすすめコースマップの実証実験結果についてお尋ねをする予定でお  
りましたが、その後の調査において、平成 30 年度の事業自体が行われなかった  
ということが判明しましたので、質疑を取り下げます。

それでは、通告に従い、お尋ねをしまいたします。

大項目の 1 の決算審査のあり方、中項目の 1 の審査に必要な財務書類等の提  
出時期について、基本的なことではございますけれども、2 点ほど確認をさせて  
いただきたいと思います。

まず、昨年の決算特別委員会は、10 月 4 日の木曜日から 15 日の月曜日まで  
開かれました。その中で、財政に関する資料と、統一的な基準に基づく千歳市の  
財務書類について、胆振東部地震の発生の影響を受けて、調書の作成が間に合わ

ないということで、決算特別委員会初日までに出てこないという事象が発生いたしました。

この中には、総務省に提出する内容が書かれている決算カードとか、特別会計や一部事務組合等を含めた連結財務書類が含まれておりまして、私も、その資料を見て後日質疑したいなと思う項目があったわけですが、既に通告期限を過ぎていたためにお尋ねすることができませんでした。ちなみに、今年度は、きちんと9月中に提出していただいております。

決算審査に欠かせない資料であれば、当然、決算特別委員会が開かれる前に資料配付をしていただくのがしかるべきものと考えerわけですが、今後、昨年と同じように、突発的な事故、災害等が起き得るという可能性に照らしまして、理事者側としてはどうお考えになるか、御所見を伺いたしたいと思います。

◎佐々木総務部長 お答えいたします。

昨年10月に議会に提出した、平成29年度決算に基づく参考資料について、議会への提出がおくれたことに関して御質問がありましたので、お答えをいたしますが、初めに、議会に提出している決算書類について御説明いたします。

一般会計に関しましては、各会計決算説明書、いわゆる決算書のほか、決算等審査意見書、財政に関する資料及び千歳市の財務書類の4点であります。

法令上、議会への提出が義務づけられているのは、地方自治法の規定により、

決算書及び監査委員の決算審査意見書、並びに、決算に係る各会計の主要施策の説明書類とされており、本市では、これらに該当する決算書類を、例年、第3回定例会前に議会に提出しているところであります。

御質問の財務書類につきましては、法令上、議会への報告が義務づけられているものではありませんが、市といたしましては、決算についてより理解が深まるよう、参考資料として、財政に関する資料に加え、千歳市の財務書類を提出しているところであります。

昨年の経過を申し上げますと、9月4日から5日にかけての台風21号による被害を受け、6日には胆振東部地震が発生し、市は災害対策本部を設置したところであり、財政課の職員も、24時間体制で、避難所の開設、運営の対応に当たることとなりました。

避難所の閉鎖後も、災害救助法に基づく事務処理、救援物資の整理、備蓄品の原状回復を進めるほか、被災状況とその対応を全庁的に取りまとめ、緊急的に予備費充用などで対応すべきもの、補正予算で措置すべきものを整理しながら、9月13日開催の総務文教常任委員会において、市の対応状況などを報告し、引き続き、21日に、災害関連以外に関する補正予算の特別委員会への対応、10月2日には、総務文教常任委員会で、災害関連の追加補正予算の説明、翌3日に、本会議において追加提案するなど、非常に切迫したタイトなスケジュールの中

で、さまざまな対応に追われましたが、市民生活に影響が及ばないよう、これらを優先に取り組んできたところであります。

このような中、法令に基づく決算書は、例年どおりの時期に提出することができましたが、財務書類など参考資料につきましては、各会派に事前に事情を御説明した上で、決算書等と同時期の提出に至らないことを御了解していただいたという経過であると認識しております。

御質問の、今後、同じように、突発的な事故、災害等が起き得る可能性に鑑みした場合の所見についてであります。まず、市の決算書と参考資料となる財務書類の作成の流れについて御説明申し上げます。

市の各会計決算につきましては、5月の出納閉鎖後、決算額の確定作業を6月中旬ごろまでに行い、その後、決算書の作成作業に入りますが、これと並行して、財務書類は6月中旬ごろから作成を始め、決算書の作成を優先しながら、一般会計等財務書類、全体財務書類、連結財務書類の作成という手順を踏み、9月中旬ごろまでに完成させ、決算書とともに議会へ提出しているところであります。

財務書類の作成に当たりましては、他の地方公共団体では、時間的な負担や、連結財務書類の対象となる一部事務組合等の決算作業日程などの課題もありまして、年度末の3月ごろに作成している事例が多いと伺っておりますが、市といたしましては、今後とも、可能な限り、わかりやすく丁寧な決算説明を行うため、

適切な時期の提出に努めてまいります。

以上であります。

◆北山委員 非常に細かく丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございます。内容的には理解をいたしました。

次ですが、本年9月11日付で、平成30年度行政評価結果の配付がございました。この通知の中に、不明点があれば、9月24日までに、行政評価結果に関する調書により問い合わせるようという記載と、その回答は、各所管課より10月15日の火曜日までに行うとの記載がございました。

この行政評価結果につきましては、市が公表している唯一の成果報告書であり、市民にかわって予算執行の成果を検証しなければならない議会議員にとっては、決算審査に不可欠な調書の一つというふうに考えます。

そうなりますと、さきの述べた調書と同じように、決算特別委員会の開催前には回答がなされていなければならないと思いますし、もし、期日的に回答が無理なのであれば、議会側で、その事情に鑑みて、決算特別委員会の開催をおくらせるか、事前の問い合わせをせずに、ぶっつけ本番で審議を行うということになってくるのかなと推察いたします。

この点について、同じく、理事者側の御見解をお伺いしたいと思います。

◎島倉企画部長 お答えいたします。

行政評価の結果につきましては、前年度に実施した事業の評価を行うため、4月から8月にかけて、市民評価会議や庁内の本部会議等を開催しまして、9月上旬の総務文教常任委員会において報告するとともに、全議員に報告書を配付しているところでございます。

結果報告書に記載の事業に関する不明な点につきましては、昨年度から、報告書の配付時に質問調書を添付いたしまして、提出があった場合は、内容により、企画課または所管課から個別に回答することとしております。

なお、配付時に議会日程がまだ決定していないことから、提出期限の3週間をめどに回答期限としておりましたが、件数によっては、期限を待たずに報告しているところでございます。

ちなみに、今回は、調書の提出があった議員への担当課からの回答は10月2日に行ったところでございます。

今後におきましても、回答も含めて、可能な限り早期に報告できるように努めていきたいというふうに考えております。

◆北山委員 ぜひ、御対応のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、次に、中項目の2の連結財務について伺います。

これが昨年聞きたかったところでもあるのですが、今回いただいた平成30年度千歳市の財務書類の1ページを見ますと、千歳市の連結財務書類の対象と

なる一部事務組合や広域連合などのうち、7月末段階で財務書類が作成されていないため、連結できない団体があるというふうに書かれておりますけれども、その団体名と、財務処理が公会計とずれている主な理由を教えてくださいたいと思います。

◎佐々木総務部長 お答えをいたします。

財務書類で連結していない団体名とその要因であります。

財務書類は、総務省から示された統一的な基準による地方公会計マニュアルに基づき作成しており、地方公共団体が加入する全ての一部事務組合、広域連合等を連結対象としております。

本市の財務書類につきましては、先ほどお答えした理由から、決算書の提出時期に合わせて議会に提出しており、財務書類の作成、公表時期としては、他の地方公共団体と比べて早い時期となっております。

このようなことから、本市における連結財務書類作成の着手時期は7月末ごろとなりますが、御質問の、連結に至っていない団体につきましては、北海道市町村備荒資金組合、石狩教育研修センター、札幌広域圏組合、石狩東部広域水道企業団、北海道市町村総合事務組合、北海道後期高齢者医療広域連合の6団体であり、いずれも、7月末の時点で、必要な財務書類の作成に至っていない、もしくは作成をしていない団体であります。

各団体における財務書類の作成時期については、各団体の決算調製の状況や年間の業務スケジュール等を踏まえて作業が進められているため、必ずしも、本市の作成時期と整合が図られるものとなっております。

また、一部事務組合等の財務書類は、国からの要請に基づき作成しているものではありませんが、国の権限は、法律上、指導、助言にとどまるものであり、現段階においては、財務書類そのものが未整備の団体もありますことから、本市も含め、これらの団体を構成する地方公共団体については連結できない状況となっております。

以上であります。

◆北山委員 了解をいたしました。

それで、これは、ことしのほうには書いていないのですが、昨年資料に、平成30年度から道央圏廃棄物組合が連結可能となったので、それは連結しているというただし書きがございましたけれども、そちらが連結可能となった理由を参考までに伺いたいと思います。

◎佐々木総務部長 道央廃棄物処理組合が連結可能となった理由についてでありますけれども、先ほども御説明いたしましたように、本市の連結財務書類は、決算書の議会への提出時期との兼ね合いから、7月末までに、連結に必要な財務書類を作成している団体を対象としております。



同組合につきましては、平成28年度決算までは、7月末までに財務書類を作成していませんでしたが、平成29年度から、財務書類の作成時期を早め、本市の作成スケジュールと合致したことから、連結に至ったものであります。

以上であります。

◆北山委員 先ほど、総務部長の御答弁で、千歳市の財務書類は、総務省の指導により、地方公会計マニュアルに基づいて作成されているものだということでもございました。それは、特別会計とか外部団体との連結財務の状況がわかる唯一の資料、調書と感じます。

我々にとっても、当然、そういったものが資料としてあることは、非常に参考になるわけですが、中を見ますと、漠然と連結後の数値しか書かれておらず、各団体の決算調書との関連性をひもとくことがなかなかできないわけです。

どうして、このような書式になっているのかなと感ずるところなのですが、その辺の理由を簡単に教えていただければと思います。

◎佐々木総務部長 連結財務書類の書式についてお答えをいたします。

まず、地方公会計制度について申し上げます。

地方公共団体の会計制度は、現金収支に注目した単式簿記となっておりますが、複式簿記と異なり、資産や負債などの状況を把握できないこと、また、減価償却や引当金といった会計手続の概念がないことから、国において、新地方公会

計制度のもと、地方の資産、債務改革の一環として、資産や債務など、全ての行政資源と行政コストの統合的な管理に必要な公会計の整備を目的としたものであります。

平成26年に、総務省は、地方公共団体間の比較可能性を確保するため、作成方式を標準化する統一的な基準を示し、本市の財務書類は、総務省の要請により、統一的な基準による地方公会計マニュアルで示された作成方法、様式に基づき作成しているところであります。

この様式では、普通会計を指す一般会計等財務書類、普通会計に特別会計及び公営企業会計を加えた全体財務書類、さらに、一部事務組合等を加えた連結財務書類の3区分があり、それぞれにおいて、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4表が示されております。

連結財務書類については、公営企業会計、一部事務組合、第三セクターなど、各団体の根拠規定に基づき作成されている決算書の各項目を、地方会計マニュアルに基づき、統一基準に合わせるための読みかえ作業などを行った上で、各会計の取り引きについて重複計上されているものを整理し、相殺、消去を行うなど、複雑な作業が伴うものであり、単に合算して作成しているものではありません。

また、連結財務書類は、一般会計、特別会計、公営企業会計、一部事務組合等を一つの会計として捉え、当該地方公共団体全体の資産や負債の状況などを把

握すること、さらには、これらの連結の結果に着目して、地方公共団体間の比較分析につなげることを目的とするものであります。

市といたしましては、今後とも、これら制度の趣旨や目的を踏まえ、統一的な基準、様式により作成しながら、包括的かつ長期的な視野に立った財政運営に努めてまいります。

以上であります。

◆北山委員 再三にわたり非常に丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。大変よく理解いたしました。

続きまして、大項目の2の歳入について、中項目の1の不納欠損処分と収入未済額についてお伺いいたします。

監査委員から示されました平成30年度千歳市決算等審査意見書の24ページの下段にある不納欠損額の内訳を見ますと、各科目において不納欠損額が大幅にふえており、平成30年度は、市税で1億669万2,000円、前年度対比で3.6倍、分担金及び負担金で468万3,000円、前年度対比1.7倍、使用料及び手数料で4,814万4,000円、前年度対比210倍、諸収入で1,561万5,000円、前年度対比86倍となっております。

このうち、非強制徴収公債権や私債権に当たる分担金及び負担金、また、使用料及び手数料等については、昨年6月11日に施行された千歳市債権の管理に

関する条例の規定に基づき、不納欠損処分が行われたのだろうと推察をしているところでは、

今申し上げた千歳市の債権の管理に関する条例につきましては、私が平成28年の決算特別委員会の中でその必要性を訴えて、条例制定に至った経過もございまして、今年度の決算が条例の適用を受ける最初の決算でもありますため、その運用につきましては、人一倍、関心を持っているところでございます。

この点も踏まえて、公債権である市税等の不納欠損処分の取り扱いと収入未済額について、決算等審査意見書をもとに、幾つかお伺いをしたいと思います。

まず初めに、市税の不納欠損額のうち、地方税法第15条の7に該当する処分が1億393万7,000円で、前年度対比で3.8倍になるのですが、このように急増した主な理由は何でしょうか。

◎佐々木総務部長 お答えをいたします。

市税の不納欠損額が増加した主な理由ではありますが、地方税法第15条の7第5項に基づき、徴収することができないことが明らかである債権について、納付義務を直ちに消滅させ、不納欠損処分を行ったところであります。

このうち、1件において、9,269万円の滞納があったことによるものであります。

以上であります。

◆北山委員 今言われた1件、9,269万円は大変大きな額でございます。

27ページに、市税の大口滞納の状況というのが出ております。平成30年度のところを見ますと、金額こそ大きく減っているものの、件数がふえているということが懸念されますが、一番下の段にある3,000万円を超える大口滞納が、平成25年度以降、平成29年度まで、1件ずつカウントされておりました、今申されたように、今後、徴収不能で不納欠損処分に至るのじゃないかというふう  
に危惧をしております。

これらの徴収見込みはいかがなのか。また、そこがございます50万円以上の大口滞納のうち、大体で結構なのですけれども、これまで不納欠損処分に至っている割合はおおむねどれくらいあるのか、お示しをいただければと思います。

◎佐々木総務部長 お答えをいたします。

大口滞納案件の徴収見込みについてであります。平成26年度以降、平成29年度までの、3,000万円を超える大口滞納につきましては、対象となる納税義務者は同一であり、先ほど御説明いたしました地方税法第15条の7第5項の規定に基づき、平成30年度において、納税義務を直ちに消滅させ、不納欠損処分を行った案件であります。

また、50万円以上の大口滞納のうち、これまで不納欠損処分に至っている割合についてであります。平成26年度からの5年間の金額ベースでお答えし

ますと、年度によりばらつきはあるものの、平均では約18.8%となっております。

今後も、滞納者に納付を働きかけるとともに、適正な滞納処分を進めてまいります。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

ちなみに、御答弁できたらでよいのですが、今言われた3,000万円以上の大口滞納になったものは、どういう状況で不納欠損処分に至ったのかということとは御説明できますか。

◎佐々木総務部長 詳細な説明につきましては、地方税法の規定に基づき、税務情報の守秘義務があるために申し上げることはできませんが、市内の飲料メーカーで、経営破綻状態にあるということでございます。

以上であります。

◆北山委員 平成29年度の不納欠損処分も、それ以前のものと同じ会社でしたっけ。

◎佐々木総務部長 同一でございます。

以上であります。

◆北山委員 次に移ります。

25ページの下段の科目別の内訳を見ますと、市税の不納欠損額の多くが固定資産税で、8,626万4,000円というふうに記載をされております。その下にある都市計画税の不納欠損額も、1,302万3,000円と記載されておりますので、税率で割り返して逆算してみますと、恐らく、8,626万4,000円の固定資産税のうち、6,000万円程度は、市街地の土地、建物などが課税客体として含まれているのじゃないかなと推察をしたところです。

複数の債権者がいる場合には、租税徴収が優先されるという原則がございますので、これらの滞納の中には、財産差し押さえ等の手続によって強制徴収等が可能なケースもあるのじゃないのかなと考えるわけですが、それはいかがなのか。できないとするならば、どういう理由なのか、簡単にお話しいただければと思います。

◎佐々木総務部長 財産の差し押さえによる強制徴収ができなかった理由についてお答えいたします。

市税が滞納となった場合には、督促状の送付や納税案内コールセンターによる電話催告を行い、自主的に納付するよう働きかけており、それでも、なお、納付されない場合には、勤務先への給与調査、金融機関への預金調査、保険会社への生命保険契約の調査等の財産調査を行い、財産が明らかになり次第、給与、預貯金、生命保険、自動車、不動産等の差し押さえを行っているところであります。

本市は、これまでも、不動産の差し押さえにより、公売の配当を滞納額に充当するよう努めておりますが、抵当権が市税の納期限よりも前に設定されることが多く、この場合、当該抵当権者への弁済が市税に優先することなどから、結果的に市の徴収が困難となったことによるものであります。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

ここで、1点、監査委員にお尋ねをしたいのです。

決算等審査意見書の81ページの中段に記載をされております、3段目の、なおから始まる部分ですが、ここでは、千歳市債権の管理に関する条例に定める必要な措置を適切に行うなど、収納対策を充実するように求めておりますが、監査委員としては、これらの不納欠損処分に至る過程について、執行部に個別に説明を求めているという実態はございますでしょうか。

◎千葉監査委員 お答えいたします。

不納欠損処分に対する監査委員の対応についてでございますけれども、決算審査及び定期監査での収入事務に関する書類の確認におきましては、これまで、不納欠損処分に至る滞納整理事務の個別的、具体的な経過まで、担当に対して説明を求めたことはありませんが、今回の決算審査に当たりましては、先ほど委員からもお話がありましたように、債権管理に関する条例が前年度に施行されたと



ということで、監査委員としても注目をしていたところでございます。

そのようなことから、市営住宅の使用料を初めとして、私債権及び非強制徴収の公債権に係る債権の放棄の状況につきまして、適用条例のどこにそれが該当しているのかについて、また、その件数、金額などが記載された市長決裁の書類の提出を求めて、事務の適正化について、確認を行ったところでございます。

ゆえに、審査意見といたしまして、引き続き、収納率の向上と収納体制の充実に努められることを求めているところでございます。

以上です。

◆北山委員 ありがとうございます。

では、理事者側への質疑に戻ります。

千歳市債権の管理に関する条例による不納欠損処分で、収入未済額として残った部分のうち、私債権に当たる使用料及び手数料のほとんどというか、多くを占める市営住宅使用料等につきましては、不納欠損処分を行ったことで、残りは、ほぼ徴収の見込みがあるものというふうに解釈をしてよろしいでしょうか。

◎磯崎建設部長 お答えいたします。

市営住宅使用料等の徴収見込みについてでございますけれども、滞納者にかかわる手続につきましては、千歳市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱の規定に基づいて実施してございまして、平成30年度の収入未済額は4,110万円、

滞納者数は203名となっております。

その内訳ですけれども、現在、市営住宅に入居している方が178名で、収入未済額が3,327万4,000円です。これら滞納者に対しましては、滞納整理事務処理要綱に基づきまして、督促状、催告状などを送付し、分割納付などをしていただいているところでございまして、その結果、9月末現在で206万5,300円が納付されております。

また、既に退去している方が25名で、収入未済額が782万6,000円でございます。これら退去者の方には、退去時に滞納家賃支払い誓約書を提出させまして、分割納付をしていただくこととしており、そのうち11名につきましては、現在も分割納付をしていただいているところでございます。

しかしながら、その他の14名は、現在のところ、納付実績はなく、3カ月ごとに催告状の送付や連絡先等の請求先調査など、収納に向けて対応を図っているところでございます。

今後におきましても、適切な債権管理に努めて、収入未済額の減少に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

◆北山委員 同じように、分担金及び負担金の不納欠損額の多くを占める保育所保護者負担金についてお聞きしたいのですが、収入未済額として残った部分の徴収見込みについてはいかがでしょうか。

それから、今般の保育の無償化によって、保育所保護者負担金の新規滞納者及び額につきましては大幅に減ると見込んでよろしいのか、その2点について伺いをいたします。

◎上野こども福祉部長 お答えいたします。

まず、1点目の、保育所保護者負担金の収入未済額の徴収についてであります。が、保育施設等の利用負担の公平性や歳入確保の重要性などの観点から、滞納している保護者には、督促状を毎月送付するほか、催告状を年3回送付するとともに、電話による夜間督促を実施し、一括納付が困難な場合は、分割納付による完納促進など、収入未済額の抑制に向けた納付督促に取り組んでおります。

また、滞納する世帯の状況といたしましては、離婚等によって母子世帯となったために、経済的な余裕がなく、納付が困難な方や、転出による居所不明の世帯が多い状況となっております。平成30年度の、5年時効に伴い不納欠損処分とした34件の内訳といたしましては、母子世帯が27件と、全体の約8割となっております。残りの約2割は居所不明の世帯となっており、低所得世帯の比率が多い状況となっております。

市といたしましては、今後も、保育所保護者負担金を納めている方に不公平感を抱かせたり、納付意欲を低下させることがないように、負担能力の公平性を踏まえながら、適切な収納管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、無償化による新規滞納の見込みでありますけれども、10月からの幼児教育、保育の無償化によりまして、認定こども園及び保育所、幼稚園を利用している3歳から5歳までの全ての子供の利用料が無償となるほか、ゼロ歳から2歳までの子供のうち、住民税非課税世帯の子供の保育料が無償となります。

また、本市におきましては、市の独自軽減策として、住民税非課税世帯の子供の利用料は既に無償としておりますことから、ゼロ歳から2歳までの子供の保育料に変更はございません。

これによりまして、10月1日現在、市が保育料を徴収しております公立の認定こども園及び認可保育所に在籍する子供385名のうち、今般の無償化によって新たに保育料が無償となった子供は211名で、在籍する子供の全体の約55%と、過半数を占めております。このことから、10月以降、新規の滞納者や未収額は大幅に減少するものと考えております。

なお、認可外の保育施設を除く、市内全体の特定教育、保育施設等に在籍する子供が3,260名おりますけれども、このうち、今般の無償化によって新たに保育料が無償となった子供は2,547名で、在籍する子供全体の78%となっております。子育て世帯の負担軽減につながるものと考えておりますことから、民間が徴収する保育料も含めて、新規の滞納者や未収額は大幅に減少するも

の、このように見込んでおります。

以上でございます。

◆北山委員 ありがとうございます。

大体、見込みどおりという御答弁で、安心をしております。

次なのですが、今回の不納欠損処分について、私が最も疑問に感ずる核心の部分に触れたいと思います。

平成30年度は、冒頭に申し上げましたとおり、非常に多額の不納欠損処分が行われております。市税もさることながら、使用料及び手数料、諸収入といった私債権に該当するものが特に激増しております。

ところが、この条例が施行されて以降、条例に基づく不納欠損処分の報告が一向に出てきておりません。一般会計における不納欠損処分については、恐らく、これまで各所管委員会等でも一切報告を受けていないというふうに思います。先月25日に決算提案があったわけですけれども、そこにおきましても、これだけ多額の不納欠損額が上積みされたにもかかわらず、そのことについて一言も言及がございませんでした。

これは私のうがった見方かもしれませんが、不納欠損処分については、意図的に、触れたくない、説明したくないという空気感がちょっと漂ってくるわけです。

言うまでもなく、不納欠損処分が、行政による債権の放棄という側面を持つ以

上、処分を行ったものについては、速やかに議会なり所管委員会に報告する道義的な責任があるのじゃないかというふうに私は感じるわけですが、不納欠損処分の経過と内訳について、なぜ、ここに至るまで議会に対して報告をされていないのか、その理由について明確に御説明をいただきたいと思います。

◎佐々木総務部長 私から一括して御答弁を申し上げます。

不納欠損処分の所管委員会への報告についてであります。

市の債権の不納欠損処分につきましては、市税などの強制徴収公債権は地方税法等、また、非強制徴収公債権及び私債権は、地方自治法、地方税法及び千歳市債権の管理に関する条例等の関係法令に基づき、適正に事務処理を行っております。

また、不納欠損処分の結果は、各会計歳入歳出決算事項別明細書にて報告し、決算特別委員会において御審査をいただいているところであります。

不納欠損処分につきましては、当市の条例では、議会への報告義務を定めていなかったことから、今般、所管委員会への報告をしなかったということですが、市税などの債権は、いずれも貴重な財源となり、これらを徴収し、適正に管理することは、市民負担の公平性の確保と円滑な財政運営にとって必要不可欠なことと考えております。

また、他市においては、議会に報告している事例があると聞いておりますこと

から、今後、不納欠損処分の報告について検討してまいります。

以上であります。

◆北山委員 先ほどもちょっと申し上げたのですが、市税であっても受益者負担であっても、市民に対しては、負担の公平性が最大限担保されなければならないわけで、不納欠損処分は、あくまでも、可能な限り徴収努力を尽くした後で、やむなく下す最終手段であるわけです。

私が先ほど申し上げたのは、そこに至るプロセスとして、たとえ長が専決できるものであっても、今年度でいえば1億7,600万円もの不納欠損額を生じたことについて、議会や市民に対する説明責任はあるだろうということです。

総務部長の答弁は、これから、他市の事例等にも照らして、報告については考えていきたいということでしたが、今現在、平成30年度に行ったものについては、我々としてはその内容を知る由がないわけです。

その点について、何かフォローする部分があるのか、ないのか、率直なところを伺いたいと思うのですが、どうでしょうか。

◎佐々木総務部長 今年度のものにつきましては、決算特別委員会開催前の所管委員会には報告できなかったわけでありまして、今後の所管委員会の日程に合わせるということよりも、資料として、決算特別委員会の委員の皆様へ提出すべきと考えておまして、この決算特別委員会の中で提出してまいりたい、

このように考えておりますが、よろしいでしょうか。

◆北山委員 やはり、これは決算審査に欠かすことのできない部分だと思うのですよ。どういう内容なのかがはっきりしないまま、決算認定ということになるのか、ここが私としては一番ひっかかるわけで、この委員会の中で提出できるものがどういう内容のものか、まだわからないですけれども、それが間に合うということであれば、ぜひ、お願いしたいと思います。

それで、この点について、あと1問だけお聞きをしたいと思います。

各委員のお手元にも、本日の資料が配られていると思いますが、平成30年度の一般会計において不納欠損処分を行った内訳を資料請求させていただいております。

目別に、1件ごとの不納欠損額と不納欠損処分の事由を明記するようにお願いしたわけですが、実際に提出していただいたものを見ますと、ごらんのように、資料の様式、書き方が各科目でばらばらになっているわけです。

この資料を見ても、債権管理条例ができて、一元的なルールが本当に市のほうで確立されたのかどうか、条例どおり、複数の科目に債務を持つ者の情報が本当に一つの台帳にきちんと集約されているのか、ちょっと気になるわけです。

あと、債権管理条例の第4条に規定されているように、法令や条例等の定めに応じて市長が債権を適切に管理したのか、第5条に書かれている台帳には、督促



状、催告書の送達履歴、あるいは、本人、相続人、保証人等との接触経過等が記載をされているのか、第6条の規定どおり、地方自治法施行令にのっとった督促、強制執行など、必要な措置を間違いなく講じた上での適正な処分なのか、そこら辺が、申しわけないのですが、この資料を見る限りでは一切わからないわけです。

この点について、不納欠損処分に至るまで、条例に基づいて、どういうアクションと記録を行っているのか、いま一度、そのところをお答えいただければなと思うのですが、いかがでしょうか。

◎佐々木総務部長 御質問につきまして、私から一括して御答弁申し上げます。

債権放棄について、どのような事務の流れで決裁が行われ、処理されているか、御説明いたします。

非強制徴収公債権及び私債権につきましては、所管課において、破産法の規定により、債務者がその責任を免れたとき、また、債務者が無資力かつ資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められる場合など、千歳市債権の管理に関する条例第8条に定める5つの要件に該当する案件を整理し、債権放棄をするための意思決定の起案を行います。

次に、債権放棄の起案は、千歳市事務専決規定第3条第1項第19号の規定に基づき、金額の多寡にかかわらず、市長において決裁を行っております。

決裁終了後は、千歳市事務専決規程に基づき、1,000万円を超えるものは

部長職、300万円を超え1,000万円以下のものは次長職、300万円以下のものは課長職の決裁により、会計上の処理である不納欠損処分を行っているところでもあります。

台帳整備も正当に行っております。

以上でございます。

◆北山委員 御答弁で、これから議会への資料提出や報告等をしていただけるという回答を得ましたので、この件につきましては、ここで終わりたいと思います。

次に、中項目の2の市営住宅使用料のほうに移ります。

市営住宅の管理が、平成26年度から指定管理者に移行して、ことして6年目となります。私自身、市の職員であったときに最後の職場が市営住宅課でありまして、指定管理者制度導入の際には、家賃収納の指導も私がいたしましたので、大変思い入れがございます。それだけに、これまで、この項目につきましては、あえて触れずにきておりました。

しかしながら、指定管理者による住宅管理も2巡目を迎えることとなりまして、収入率の経過を見ても、低下傾向が改善しないということから、今回、初めて質疑をさせていただきます。

指定管理者制度が導入された初年度の平成26年度の決算特別委員会におい

て、香月委員が、市営住宅使用料の収入率について御質疑をされておりました、平成23年度から収入率が99%を維持されており、恐らく、千歳市は、ほかの市町村に比べて非常に高いのじゃないかと思うが、指定管理者に移行後の収納率の向上施策はどのように考えているのかと尋ねておられます。

その際、建設部長からは、指定管理者による啓発や指導等、民間のノウハウの導入による入居者の自主的な納付を促していく、今後も、指定管理者とともに、滞納者に対しては、生活状況に応じた納付額に配慮するなど、極めて細かな納付指導を行うことにより、収納率の維持向上に努めてまいりたい、こういう趣旨の御答弁がされております。

私の記憶では、平成23年度から平成25年度までの3年間、収入率が99%台を維持できておりました、たしか、岩見沢市と千歳市が、道内で収入率の1位、2位を争うという状況だったと記憶しております。

それで、この中に書いてございますが、指定管理に移行した平成26年度の最初の年度も99.0%をキープしております。

それ以降につきましては、私自身も状況を把握しておりませんし、指定管理者自身の指導スタイルとか時々社会情勢が変わり、また、入居者自体も入れかわっているということで、当然、変化があるだろうと十分に推察をするわけですが、改めて、今の状況について少し把握させていただきたいと思っております。

1点目は、このように、指定管理者制度を導入してから、市営住宅使用料の収入率が低下傾向を続けている要因を市としてどのように分析されているか、まず最初に伺いたいと思います。

◎磯崎建設部長 お答えいたします。

市営住宅使用料の収入率が低下した要因でございますけれども、指定管理者制度導入前の5年間と導入後の5年間で、年間の滞納者と滞納繰越額の平均を比較いたしますと、滞納者は、115件から105件へと10件減少してございます。一方、滞納繰越額は、約410万円から約530万円へと120万円増加しております。

このことから、1件当たりの滞納額が増加したということが、収入率を引き下げた一つの要因と考えてございます。

次に、指定管理者制度を導入する前の5年間と導入後の5年間で、年間の収入額と調定額の平均を比較してみますと、収入額は、3億7,872万円から3億9,716万円へと1,844万円増加してございます。また、調定額も、3億8,281万円から4億245万円へと1,964万円増加しております。

このように、収入額は増加しておりますけれども、収入額の増加以上に、調定額の増加が上回ったことが、収入率を引き下げた一つの要因とも考えられます。

そこで、調定額が増加した要因を分析いたしますと、家賃の減免制度が考えら

れまして、滞納者が、失業など、やむを得ない理由で減免に該当する場合は、調定額、収入率に影響がございました。

家賃の減免額について、指定管理者制度導入前の平成25年度の748件、3,893万円と、指定管理者制度導入後の各年度の減免額で比較いたしますと、平成26年度は740件、3,772万円、平成27年度は591件、3,552万円、平成28年度は676件、3,622万円、平成29年度は590件、3,437万円、平成30年度は579件、2,790万円と、いずれの年度も、平成25年度の減免額を下回ってございまして、家賃の減免申請が減少したことが、調定額を増加させて収入率を引き下げた要因の一つとも考えられます。

これらのことから、収入率の低下の要因といたしましては、1人当たりの滞納額が増加したこと、それから、収入額が増加したにもかかわらず、より調定額が増加したこと、調定額が増加した要因が、家賃の減免申請が減少したこと、以上のような要因によりまして、収入率が低下したものというふうに考えてございます。

以上でございます。

◆北山委員 ありがとうございます。

それで、現在、滞納者に対しましては、督促状、催告書という文書以外に、どの程度の頻度で電話とか戸別訪問をされているのか、どのような催告実態なの

か、参考までに教えていただきたいと思います。

◎磯崎建設部長 お答えいたします。

滞納者に対する電話や戸別訪問等による催告についてでございますけれども、毎月、納期限までに納付しなかった入居者に対しましては、督促状による督促を行い、督促によっても納付しない入居者に対して、毎年、6月、9月、12月及び3月に催告状を送付し、催告を行っております。

また、督促状など文書以外の催告につきましては、滞納3カ月をめぐりに、戸別訪問を月に3回から4回程度行い、催告を促すとともに、戸別訪問で面談できないときには、家賃の納付に関する必要事項を記載した連絡表をポスティングするなど、連絡をとり、家賃を納付させるよう努めております。

さらに、滞納者と面談できない場合、滞納者から相談の連絡が来ない場合は、窓口センターの副センター長が、直接連絡をとれるまで、電話により連絡をしております。

さらに、滞納者が、約束した納期限を守らない場合や、窓口センターへ来る約束を守らない場合、ポスティングした連絡を無視して音信不通になっている場合などにおきましては、指定管理者の副センター長が、滞納者の職場に問い合わせたり、家族や連帯保証人に連絡をとり、面談を試みるなどの対応を図り、家賃を納付させるよう努めているところでございます。

以上であります。

◆北山委員 大変細かい対応をされているようで、その点については安心をいたしました。

次に、決算等審査意見書の40ページを見ますと、平成30年度の収入未済額が、前年度に比べて大幅にふえております。額としては802万3,000円です。この理由については、どのようなことでしょうか。

◎磯崎建設部長 お答えいたします。

収入未済額がふえた理由でございますけれども、平成30年度の住宅使用料の収入未済額は802万3,310円で、前年度より324万8,370円ふえ、滞納者数も117名で、前年度より18名増加しております。

その要因といたしましては、督促状、催告状の発送に加え、電話、文書、訪問など、滞納者へ納付を勧奨し、滞納額の完納者が41名おりました、184万8,640円減少した一方で、新たに、滞納者が59名、滞納額が297万4,200円、そして、滞納者1人当たりの収入未済額が平均で2万343円ふえたことによるものでございます。

滞納の理由といたしましては、滞納したまま退去したケース、医療費や家族の施設入所等にかかわる費用負担の増のために滞納したもの、失業、転職等で一時的に滞納したもの、遠方で働くことを余儀なくされ、二重生活や離婚による費用

負担のために滞納したものでございまして、今後も、督促状、催告状の発送に加えて、電話、文書、訪問など、滞納者への納付勧奨を行うとともに、減免申請の周知や、滞納者一人一人に対するきめ細やかな納付指導などを行うことによりまして、収入未済額の減少に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

◆北山委員 ありがとうございます。

指定管理者制度に移行した平成26年度から平成30年度までの間に、もし、住宅使用料の滞納を理由に、法的措置による強制退去等に踏み切った事例があれば、概要をお示し願いたいのですが、ございますか。

◎磯崎建設部長 お答えいたします。

住宅使用料の滞納を理由とした法的措置の事例についてでございますけれども、住宅使用料の滞納を理由とした法的措置は、千歳市営住宅滞納整理事務処理要綱に基づき、対応することとしております。

まず、納期限後20日以内に納付しなかった滞納者に対しまして督促状を送付し、督促状によっても納付しなかった者に対して、年に4回、催告書を送付してございます。

それでも納付されない場合は、電話、文書、訪問など、滞納者への納付勧奨を行っております。



さらに、滞納家賃の累計額が30万円以上で、毎年の支払いが一定割合を下回る場合などに、法的措置候補者として選定し、滞納者を強く指導するとともに、最終勧告書により納付を促し、それでも応じない場合、法的措置対象者としての選定、住居の明け渡しを請求、弁護士からの催促と訴訟提起の予告など、これらのプロセスを経て訴訟提起となります。

平成26年度から30年度までにおきましては、法的措置対象者に選定された方が延べ27名おりましたが、法的措置対象者選定委員会などで検討した結果、いずれのケースも、分割納付により、滞納額が5%以上減少したことから、法的措置対象者に確定することなく、継続して分割納付をいただいているところであります。

今後も、千歳市営住宅家賃滞納整理事務処理要綱に基づきまして、早期の適正な滞納家賃の収納に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

◆北山委員 今、対象者が27名いたけど、法的措置に至った者はいないという御答弁でございましたが、滞納を理由として法的措置には踏み切らなかったものの、滞納がかさんでいるとか継続的に払わないなどという理由で、こちらのほうから、自主的に退去してほしいと求めた事例はあるでしょうか。もしあれば、各年度、どのぐらいの件数なのか。ないのであれば、逆に言うと、今おっしゃっ

ていた滞納整理事務処理要綱に抵触しそうな入居者は余りいないと解釈をしてよろしいのか、その点について伺います。

◎磯崎建設部長 お答えいたします。

自主退去を求めた事例についてでございますけれども、事務処理要綱に基づきまして、法的措置候補者として選定し、納付誓約書を提出していただいた者が、平成26年度から30年度までに8名おりました。この8名は、いずれも、現年度分の家賃を払ったこと、さらには、分割納付により、滞納額が前年より5%減少したことなどから、自主退去は求めてございません。

市営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸するセーフティーネットの役割も果たしておりますので、滞納者に対しましては、要綱に基づきまして、早期の適切な家賃の収納に努めるとともに、生活状況に応じた納付に配慮するなど、きめ細やかな対応も行ってございまして、今後も、指定管理者と連携しながら、適正な家賃の管理に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

◆北山委員 それから、指定管理者制度を導入した当初には、指定管理者側で収納担当の専門的な人員を配置するという約束がなされていたと記憶しておりますが、現状は、納付指導を専門とするような担当者はいるのでしょうか。

◎磯崎建設部長 お答えいたします。

収納担当専門員の配置についてでございますけれども、千歳市営住宅使用料及び駐車場使用料収納業務委託仕様書におきまして、住宅使用料等の着実な収納を図るため、収納業務を行う従業員を配置し、市に届けることを規定してございます。

この規定に基づきまして、指定管理者は、千歳市営住宅窓口センターに、平成26年4月1日から、収納業務を行う従業員を1名配置しておりましたが、1カ月で退職されまして、その後は、出納の事務責任者であります副センター長が兼務して、新たな専門員が決まるまでの間、業務を兼務しておりました。

その後、平成26年9月に収納業務員1名を採用して、平成26年10月1日から配置されて、現在に至るまで、収納業務を行っております。

以上でございます。

◆北山委員 たしか、副センター長は女性だったと記憶しているのですが、戸別訪問等に女性が出ていくというのは、非常に大変な面もあるのかなと思いますので、ぜひ、その辺の指導をしっかりとしていただければと思います。

それで、この項目の最後の質問にします。

現状の推移を見ますと、収入率の低下に歯どめがかかる見込みがないように感じられるわけですが、何か得策はお考えでしょうか。今後、どのような

方策で収入率の向上を図るおつもりなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

◎磯崎建設部長 お答えいたします。

今後の収入率向上のための取り組みについてでありますけれども、家賃滞納業務としては、事務処理要綱に基づきまして、滞納者に対して、指定管理者が、督促状や催告状の発送に加え、電話、文書、訪問など、滞納者へ滞納額完納を促す指導を継続し、市といたしましても、指定管理者の滞納者への対応に関する助言のほか、要綱に基づく、家賃を6カ月以上滞納した者などの法的措置候補者としての選定、分割支払いを誓約する納付誓約書の提出を求めることなど、家賃滞納額の減少に向けた取り組みを引き続き行ってまいります。

また、市営住宅は、生活に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸するセーフティーネットの役割を担っているため、失業で収入がなくなるなど、やむを得ない事情がある場合には、法令に基づき、減免などの制度が適用されることなどを、入居者に対して、収入申告や家賃決定の通知の際、また、入居説明会や市営住宅だよりへの掲載など、あらゆる機会を通じて周知を図るなど、指定管理者と連携しながら、情報を共有し、悪質な滞納者に対しては、要綱に基づき厳正な対応を行うとともに、生活状況に応じた納付額に配慮するなど、きめ細やかな対応を図ることによりまして、収入率の向上に努めてまいりたいというふうにご考えてございます。

以上でございます。

◆北山委員 よろしく願いたします。

続きまして、大項目の3の民生費について、3款民生費、1款社会福祉費、1目社会福祉総務費、中項目の1の町内会育成事業費2,344万8,767円、決算書の202ページについてお伺いをいたします。

この項目につきましては、昨年度の予算特別委員会で私が質疑をさせていただき、この事業の中で、3年間にわたり、毎年、2町内会をモデル町内会に設定する町内会活性化支援事業の意図について質疑をさせていただきました。

その際には、手上げ方式によって、参加町内会が有する課題の解消を通じて、他の町内会に、成功、失敗事例を紹介し、各町内会で実践事例をヒントに課題解決を図っていただく、こういうことを狙いにしているという説明を受けました。

その後、9月に町内会活性化セミナーなども開かれたわけですが、市町内会連合会からのその後のアナウンスでは、平成30年度は、市町連会長が所属する住吉北町内会と、副会長が所属する信濃2丁目町内会がモデル町内会になるというふうにお聞きをしました。

私としては、それほど応募団体がなく、選考に苦慮されたのかと、そこで思ったわけですがけれども、そもそも、このモデル事業については、幾つの町内会から応募があったのか、確認をさせていただきたいと思います。

◎鈴木市民環境部長 平成30年度にモデル町内会支援に応募した町内会の数についての御質問でありますけれども、町内会活性化支援事業では、平成30年9月に、全町内会を対象として町内会活性化セミナーを開催しておりまして、この中で、町内会を取り巻くさまざまな課題や多様化する住民ニーズに対応するため、新たな視点による取り組みを実践する意識の醸成と、モデル町内会支援に対する理解の促進を図ったところであります。

このセミナーの終了後に、モデル町内会支援に対する意向調査を実施しております。支援を受けたい、詳しく内容を聞きたいなどの意向が示されました。13町内会と、千歳市町内会連合会による推薦の1町内会を加えた合計14町内会を、モデル町内会の支援候補として選定したというふうに伺っております。

以上であります。

◆北山委員 そうですか。

14町内会あったけれども、結局は、会長、副会長の町内会で行ったということとは、選定の過程で、手を下げられたのか、内容的にちょっと受け切れないと判断されたのか、その辺の事情は、恐らく、市町連に聞かないとわからないのかなと思いますので、ここでは控えさせていただきます。

平成30年度の本事業の取り組み成果については、いつごろ他の町内会にフィードバックするという目安はできていますか。

◎鈴木市民環境部長 平成30年度のモデル町内会支援の取り組みの地域へのフィードバックの時期でありますけれども、モデル町内会支援は、2つの町内会に対して、2カ年にわたって支援を実施しまして、2年目に取り組み成果を取りまとめることとしておりまして、1年目の平成30年度は、現状や課題の把握と、2年目の活動に向けた方向性づくりの検討を行ったところであります。

2年目となる令和元年度につきましては、この2つの町内会が考える新しい町内会の運営の仕組みを具体化するための支援を行いますとともに、具体的な成果につきましては、本年12月ごろに開催する町内会活性化セミナーにおいて、モデル町内会支援の結果を公表いたしますとともに、今年度末、来年の2月ぐらいになると思いますが、町内会活動活性化のヒント集を全町内会へ配付する予定というふうに伺っております。

以上であります。

◆北山委員 2年間、この事業を継続されるということですね。わかりました。

それで、本年度のモデル町内会の選定はどのように行われ、どの町内会が選定されたのか、差し支えなければ、教えていただきたいと思います。

◎鈴木市民環境部長 今年度のモデル町内会の選定についての御質問でありますけれども、先ほど言いましたように、昨年度のセミナー終了後に実施した、モデル町内会支援に関する意向調査において興味を示されておりました町内会の

ほかに、本年3月に開催した千歳町内会サロン、町内会のよろず相談会に参加した町内会と、本年7月に全町内会に対し開催を案内したモデル町内会募集相談会に参加した町内会など、計26町内会を千歳市町内会連合会がモデル町内会支援候補としております。

この選定に当たりましては、昨年度と同様に、町内会連合会と受託事業者が、候補町内会の基礎情報の確認とか候補町内会役員会のヒアリングを行いまして、本年8月の町内会連合会役員会において、モデル町内会選定基準に基づいて、みどり台北町内会と、みどり台南町内会の2カ所を選定したというふうに伺っております。

以上であります。

◆北山委員 大変新しい町内会のお隣同士が2つということです。去年の予算特別委員会のときにも申し上げたように、高齢者が多い古い町内会で、果たしてこういう取り組みがどの程度なされるのかという、ちょっと疑問符がつく部分もありますけれども、いずれにしても、フィードバックがあるということですので、その成果を待ちたいと思います。

以上で、私の質疑を終わります。

○岡部委員長 これで、北山委員の質疑を終わります。